

要 望 書

平成30年8月

北関東磐越五県知事会議

福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県

福島県知事 内堀 雅雄

茨城県知事 大井川 和彦

栃木県知事 福田 富一

群馬県知事 大澤 正明

新潟県知事 花角 英世

【 目 次 】

■ 要望事項

1	原発事故への対応と東日本大震災からの復興について・・・	1
	・風評被害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	・損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	・除染対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	・放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について・	3
	・東日本大震災からの復興について・・・・・・・・	4
	・原子力安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	地方創生に向けた取組の推進について・・・・・・・・	8
3	広域的な地域ネットワークの形成及び	
	港湾・空港機能の強化等について・・・・・・・・	10
	・高速道路網等の整備促進等について・・・・・・・・	10
	・港湾の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	・地方空港の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	・鉄道の復旧について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	中山間地域における農林業の維持発展に向けた	
	新たな支援制度の構築等について・・・・・・・・	13
5	農地中間管理事業の推進について・・・・・・・・	15
6	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく	
	治水対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7	地域における交通の確保に対する支援について・	18
8	医師の確保・養成について・・・・・・・・・・・・・・・・	19

要望事項 1 原発事故への対応と東日本大震災からの復興について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から 7 年以上が経過したが、県民生活や企業活動は依然として厳しい状況が続いている。

各地域では、国の各種支援措置を最大限に活用し、風評被害対策や除染など各分野における取組を積極的に展開しており、北関東磐越五県においても、連携を強化し風評の払拭など共同事業に取り組んでいるが、本格的な復興のためには、復興・創生期間においても引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠である。

については、次の事項について早急に対策を講じるとともに、各県における復興の取組に対して積極的に支援を行うよう要望する。

【風評被害対策について】

- 1 観光客の減少が深刻な地域や風評被害が残る地域の観光促進キャンペーン、国際会議の誘致等の誘客対策に取り組むとともに、観光客の回復に向けた国内外における五県共同事業について、強力に支援を行うこと。
- 2 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。
- 3 中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう国を挙げて全力で働きかけること。
また、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。
- 4 諸外国の輸入規制の解除に向けた取組状況及び関係国の反応について、関係県に対し継続して状況説明を行うこと。
- 5 食品中の放射性物質に関する国民の理解促進や、県や市町村が実施する検査体制への継続的な支援と国の検査体制の維持に努めるとともに、検査結果の正確な情報発信や、安全性が確認された食品の積極的なPRを行うこと。
また、県や市町村が行う農林水産物等の風評被害対策について、財政支援も含めた積極的な支援を行うこと。

【損害賠償について】

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることがなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、東京電力を指導すること。
また、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。
- 2 あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。
- 3 農機具や農業用施設などのいわゆる償却資産の再取得に要する費用等について、事業再建に支障が生じることのない、的確な賠償がなされるよう東京電力を指導すること。
- 4 農業者・団体が自ら行う農地、農業用施設、樹木、シイタケほだ場などの除染に要する費用について、農業者等に負担が生じないよう基準を明確に示すとともに、確実な賠償を行うこと。
また、農林水産業者・団体が負担した農林水産物の自主検査に要する費用（検査機器、人件費等）について、被害者に寄り添い迅速な賠償を行うよう東京電力を指導すること。
- 5 消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないよう東京電力を指導すること。
- 6 地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

【除染対策について】

- 1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、地域の実情に応じた対策を実施できるよう万全の措置を講じること。
- 2 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、除染等の措置に要した全ての費用については、国及び東京電力の責任において万全の措置を講じること。
- 3 森林の放射性物質低減対策については、生活環境の安全・安心の確保や里山の再生、調査研究等の将来に向けた取組など森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講じるとともに、中長期的な財源を確保すること。
- 4 除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分に係る制度化など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講じること。

【放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について】

- 1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処分について、住民理解を得るために国が前面に立って説明責任を果たすこと。
- 2 指定廃棄物については、国の責任において必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間安全を確保するため、各事業者等が適切に保管できるように、国が対策を講じること。
- 3 8,000 Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すとともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。
また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物については、事業に支障が生じないよう、国が責任を持って最後まで適正に対応すること。

- 4 汚染廃棄物対策地域内における国による廃棄物処理を迅速かつ確実に実施するとともに、帰還困難区域における復興事業等から発生する廃棄物や汚染土砂等については、その汚染濃度に関わらず、国の責任において処理すること。
- 5 これらの廃棄物等の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに要した費用について、今後発生するものも含め、国及び東京電力の責任において、万全の賠償を行うこと。

【東日本大震災からの復興について】

- 1 東北横断自動車道いわき新潟線の全線4車線化、東北縦貫自動車道の全線6車線化、常磐自動車道の暫定2車線整備区間の4車線化、首都圏中央連絡自動車道の暫定2車線整備区間の4車線化、東関東自動車道水戸線の早期全線供用を図ること。
- 2 災害時の港湾機能の強化のため、直轄事業による防波堤等の外郭施設等の整備を促進すること。
- 3 災害時の医療体制の強化や福祉サービスの確保のため、災害医療の拠点となる病院の整備、医療・社会福祉施設の耐震・免震化の推進や自家発電装置の整備等に対し、財政支援措置を充実すること。
- 4 都道府県防災行政無線の再整備や市町村における防災行政無線の整備、庁舎・避難所の耐震化、防災拠点施設等の整備など、引き続き防災・減災対策に取り組む必要があることから、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）による措置を恒久化し、安定した財源を確保すること。
- 5 消防防災施設（設備）災害復旧費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金については、復旧が進んでいない避難指示区域を有する福島県の現状等を踏まえ、当分の間継続すること。
- 6 災害時に避難所等となる学校施設の耐震化を更に促進するために、小中学校施設については、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること。
さらに、躯体の耐震化に加えて、吊り天井等の非構造部材の耐震

化についても、国庫補助の嵩上げ等の財政措置の充実を図ること。

また、すべての特別支援学校についても、小中学校施設と同様、国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、高等学校施設についても、より一層、財政措置の充実を図ること。

- 7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を運用する国として、電力会社と連携した系統の増強策を講じること。
- 8 災害時においても治安維持活動の拠点としての機能を維持するため、警察施設を整備する際に、耐震・免震化等に関する国庫補助の嵩上げ措置を講じるなど、財政支援措置の充実を図ること。
- 9 復興の取組を行っている自治体の財政負担抑制のため、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金に関して、民事再生法の規定により借受人の債務が免除される場合に、当該貸付金の償還免除の対象となるよう措置を講じること。

【原子力安全対策について】

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方～福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

- 1 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。
また、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、取組状況や安全性について、責任を持って国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。
- 2 原子力規制委員会は、「監査・業務改善推進室」の有効活用などにより、引き続き、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明

性などの確保に努めるとともに、関係自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、内部監査にとどまらず、組織の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置するなど、改善できる仕組みを構築すること。

また、新規制基準への適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳格かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるよう求めるとともに、その取組に対する指揮監督を徹底すること。

- 4 放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を総合的に国民に分かりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。

- 5 原子力防災対策については、原子力災害が起きた場合の住民の安全を最優先に捉え、国が責任をもって行うこととするとともに、原子力災害対策指針の今後の改訂に当たっては、最新の知見や国内外の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、国が責任を持って防災対策を担うことを明確にすること。その際、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）などにおいて一時避難所や病院等への防護措置を含む具体的な対策、隣接県への避難を含め策定すべき避難計画の内容などについて、関係自治体の意見を尊重した上で、国としての考え方を早急に示すこと。

また、UPZ外の自治体でも、必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について、改めて検討を行うこと。

加えて、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

さらに、資機材の配備やインフラ整備等に必要な経費については、UPZ外の地域における対策に要する経費を含め、国において確実に財政措置を講じること。

- 6 事故発生時における原子力施設の安全確保や迅速な対応を図るため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定や特殊部隊の創設など、国の体制整備に取り組むこと。
- 7 避難行動要支援者の避難については、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など国として具体的な支援体制を確立すること。
- 8 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時避難所等の整備及び放射線防護対策等について、原子力防災会議が積極的に調整すること。
- 9 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等労働環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

要望事項2 地方創生に向けた取組の推進について

我が国は、急速な少子高齢化の進展と人口減少という、地域社会の存続をも脅かしかねない、重要な課題に直面している。

こうした中、国においては、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保していくため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国・地方を挙げた「地方創生」の取組を深化させるとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めている。

北関東磐越五県においても、地方版総合戦略に基づき、地方創生なくして一億総活躍社会の実現はないとの認識のもと、市町村との連携を図りながら、地方創生に向けて全力で取組を進めている。

地方創生は、平成28年度から本格的な事業展開に取り組む段階となっているが、力強い潮流をつくりながら中長期的な展望のもと取組を進めていくためには、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らして地方創生に取り組めるよう十分な財源を確保するとともに、第2期総合戦略の策定に関し、地方が自主性・独自性を最大限発揮できるよう弾力的な対応が必要である。

また、課税権や労働法制、年金の制度設計、高等教育機関の配置、医療資源の配分など、人口減少問題を解決するために大きな影響を及ぼす施策は国に決定権があることから、国自らが国家的プロジェクトとして制度設計を行い、なすべき施策をスピード感を持って大胆かつ積極的に実行していくことが不可欠である。

そこで、次の事項について、地方の声を十分に聞き、地方の実態を踏まえ、総合的な対策を講じるよう強く要望するものである。

- 1 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」について十分な財源を確保するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を十分に確保すること。

その際には、適切なマクロ金融・財政政策を講じることで、名目の経済規模を拡大し、デフレ脱却を確かなものとすることにより、地方創生につながる経済環境を整備すること。

また、地方創生推進交付金については、十分な財源を確保することと併せて、対象外経費をより限定的にするとともに施設整備事業に係る要件をさらに緩和するなど自由度を一層高め、地方の意見を踏まえながらより使い勝手のよいものとする。

さらに、平成29年度補正予算で計上された地方創生拠点整備交付金の二次募集においては、基金を造成することで複数年度の事業実施が可能となったが、「当該事業の実施が他の事業の進捗に依存する」

こと等の要件を満たさないと当該事業の対象とならないという制約があるため、地方の実情を踏まえ、これらの要件を緩和するとともに、継続的に予算を確保すること。

加えて、地方創生を総合的に支援する新たな地方債を創設すること。

また、各自治体が総合計画等と総合戦略を一体的に策定・推進できるよう、技術的助言として平成31年度までの5年間とされている現地方版総合戦略の対象期間の延長を含め、次期地方版総合戦略の始期等について弾力的に対応すること。

2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するため、国においても、以下の事項についてスピード感を持って積極的な施策展開を図ること。

- (1) 地方への新しい「ひと」の流れや新しい「しごと」をつくりだすため、地域への移住定住等を促進する国民意識の醸成や、地域の実情に応じた支援制度の創設・拡充
- (2) 企業の本社機能地方移転の促進に向けた地方拠点強化税制の優遇措置の継続、大学・政府機関等の地方移転の促進や、地方国立大学等の運営基盤の強化等
- (3) 正規雇用の拡大等、地方に就職・定着する若者の雇用環境の改善や、女性の継続雇用・再就職の支援等
- (4) 結婚・妊娠・出産・子育てを後押しする経済的支援制度など、切れ目のない総合的な施策の推進
 - ・ 結婚や妊娠・出産、子育てに関するポジティブイメージが持てるような意識啓発や機運の醸成、さらには世代をつなぐ意識を高めるための教育の充実
 - ・ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の未就学児に限らない早急な全面的廃止及び子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築
 - ・ 保育料軽減措置の拡充や、3人以上を育てた場合の年金加算など、多子世帯に配慮した制度の検討
- (5) 6次産業化などによる農林水産業の振興や、国内外旅行者の周遊観光の推進による観光関連産業等の振興など、地域の特性を活かした産業の活性化や雇用の創出に向けた総合的な施策の推進

要望事項3 広域的な地域ネットワークの形成及び 港湾・空港機能の強化等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、日本列島の中央部に位置し、太平洋と日本海に臨む、本州の重要な交通結節点である。五県は互いに隣接し、豊かな自然環境や生活文化を有するとともに、エネルギーや水資源、農産物の首都圏への供給源であるなど、経済面でのつながりも深い。

さらに、平成23年3月の北関東自動車道全線開通により、北関東磐越五県は高速道路でループ状につながり、人・物・情報・産業・文化などの連携、交流が一層深まる環境が整ってきたところである。

一方、東日本大震災や世界的な景気低迷は、地方経済に大きな影響を及ぼしており、地域の活性化のためには、高速道路の整備による広域的なネットワークの形成や、空港・港湾機能の強化を図ることが不可欠である。

そこで、国におかれては、次の事項について予算の十分な確保を図り、社会基盤の整備及び維持管理並びに事業の円滑な推進を強く要望する。

【高速道路網等の整備促進等について】

- 1 常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の整備促進を図ること。
- 2 東北縦貫自動車道宇都宮IC以北の6車線化、東北横断自動車道いわき新潟線会津若松IC以西の4車線化のほか、栃木IC付近などの渋滞が発生している区間の渋滞緩和、安全性向上、冬期交通確保に向けた対策を行うこと。
- 3 渋滞緩和や地域振興に寄与する社会便益の大きいスマートICの増設を推進するとともに、整備に必要な財源を確保すること。また、車長や時間制限の解除に向けた自治体の取組を支援すること。
- 4 広域観光の促進による地方創生及び災害時輸送路の多重性確保のため、高速道路網の空白地帯を補完し、県域を越えた対流を促す地域高規格道路や広域幹線道路の整備促進を図ること。

- 5 高速道路は国の根幹を成す道路であることに鑑み、高速道路を跨ぐ橋梁の定期点検、補修補強工事及び撤去は、国もしくは高速道路会社が施工する制度を新たに創設すること。
また、上記施工に要する費用は国が負担する制度とすること。
新たな制度が創設されるまでは、市町村が定期点検、補修補強工事及び撤去を実施する場合には、社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ及び特別枠として必要な予算を確保すること。
- 6 道路法に新設された「重要物流道路」に高速道路や地域高規格道路等を早期指定し、重点整備を図るとともに、重要物流道路と一体となって効果を発揮する道路の整備促進を図ること。

【港湾の整備促進について】

- 1 我が国の経済活動、国民生活、防災等にとって、真に必要な港湾事業については、集中した投資を行い事業の促進を図るとともに、茨城港、鹿島港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港の一層の整備、機能強化を促進すること。
また、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する耐震強化岸壁等の整備が重要であり、これらを推進すること。
- 2 産業の国際競争力の確保等全国的な見地から必要な施設整備については、国が自ら責任をもって実施すること。
- 3 国際バルク戦略港湾及び日本海側拠点港の整備を促進するため、重点的な予算の確保と国費嵩上げなどの財政的支援措置や規制緩和などの制度設計を早期に示すとともに、民間の埠頭運営事業者が行う施設整備への補助率の嵩上げや無利子貸付制度の対象範囲の拡大など、支援制度を拡充すること。
- 4 必要な公共事業費を確保し、港湾施設及び港湾海岸の整備や、管理等が困難になるようなことを回避するとともに、既存施設の有効活用のため、維持補修に係る国の技術的支援並びに予算措置等の充実を図ること。

【地方空港の振興について】

- 1 東日本大震災及び原発事故の影響による国際線の運休が継続していることから、国において、諸外国に対し正確な情報を発信するとともに、国際線の早期再開や新規路線の就航に向けた県の取組等に対する支援や国管理空港における着陸料金の軽減措置を講じること。
また、平成29年7月に認定された訪日誘客支援空港について、2020年度までとなっている国際線着陸料の割引や空港施設の受入高度化に係る補助等の支援を2021年度以降も継続するとともに、更なる支援策の拡充を行うこと。
- 2 福島空港・茨城空港・新潟空港を活用した、北関東磐越地域を周遊する広域観光ルートの策定や観光誘客等、各県が連携した空港の利用促進に係る取組に対する支援を行うとともに、国においても外国人観光客の誘客促進に積極的に取り組むこと。
- 3 訪日観光査証の要件緩和や入国手続の円滑化・迅速化など、外国人観光客の受入体制の整備を図ること。あわせて、外国人向け免税店制度や海外発行カード、キャッシュレス化に対応した施設の拡充、公共交通機関における外国語表示の充実やICカードの利用拡大など外国人観光客の受入環境の整備を促進すること。
- 4 2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機に増加が見込まれるビジネスジェット等の安全かつ円滑な受け入れを進めるとともに、地方空港の活用にあたっては、国において必要な措置を講じること。

【鉄道の復旧について】

- 1 JR常磐線とJR只見線の早期全線復旧を図ること。
- 2 JR只見線については、その復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と協調して支援すること。

要望事項4 中山間地域における農林業の維持発展に向けた新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止や生産組織の育成など、中山間地域農業の維持には一定の効果があったものの、特に、自然・社会条件が厳しい地域では、平場とコスト格差を補正してもなお、自らの努力では克服できない不利さがあり、将来の安定的な収入を見通せないことが、新たな投資や新規就農を困難にしている。

このため、経営環境が不利な中山間地域においては、多様な担い手が安心して農業経営に取り組めるよう、中山間地域等直接支払制度に加え、社会政策的観点も含めた公的サポートの拡充による新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために収益性の高い農作物の生産・販売等に取り組む場合の支援制度の継続を要望する。

一方、林業においては、戦後造林した人工林の多くが本格的な利用期を迎えているものの、林業者の収益性は依然として低く、林業生産活動が停滞しているという課題がある。

また、森林の多面的機能の発揮、特に温室効果ガス削減目標の達成に向けては、森林吸収源対策にも資する森林整備の推進が必要であり、地方の安定的な財源確保が課題となっている。

このため、地域の創意工夫を生かし、森林整備から素材生産、木材利用に至る総合的な取組により、林業の成長産業化を実現できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 農業を営むことで他産業並みの所得が確保できるよう、中山間地域等直接支払制度の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、積雪量や中心市街地へのアクセスなど自然・社会条件による経営環境の不利さを補正する所得保障的な仕組みと、新規就農者の所得を一定期間、一定水準保障する仕組み等を導入することにより公的サポートを拡充すること。

- 2 所得保障的な公的サポートの拡充による新たな支援制度の構築にあたっては、安定した財源の確保により将来にわたって機能し、地域裁量が発揮される制度となるよう国が責任をもって行うこと。
- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、中山間地農業ルネッサンス事業の優先枠の拡充、強い農業づくり交付金の予算増額及び産地パワーアップ事業の基金積み増しなど実効性のある予算配分や、ほ場整備事業における促進費を起債や交付税の対象にするなど地方財政措置の充実により、農地利用集積の加速化や収益性の高い農作物の生産・販売等に取り組む場合の支援を強化すること。
- 4 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの総合的な取組が推進できるよう、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の安定的かつ十分な予算の確保と柔軟な運用を図ること。
- 5 国が進めている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、地方の意見を踏まえて、北関東磐越4県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。また、今後、森林経営管理制度の実施主体となる市町村等の意見や実態を踏まえ、国の森林環境譲与税（仮称）を活用した森林管理の仕組みが円滑に機能するよう万全を期すこと。

要望事項5 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を一層進める制度として、各都道府県で取組が推進されている。

しかし、本事業は、県による農用地利用配分計画の縦覧・認可公告や、担い手から機構への農地利用状況の報告など、従来の農地集積に関する事業に比べ手続が煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間と労力を要し、農業者の積極的な利用の妨げとなっている。

また、農地の出し手・地域に対する補助金については、平成28年度から交付ルール的大幅な見直しを行ったほか、「平成28年度農地中間管理機構事業のうち事業推進費の財源措置について」（平成28年1月）により、機構の運営費等に係る推進事業費について、都道府県に財政負担を求めるなど、毎年、制度運用が見直されるため、事業推進に支障が生じている。

このような中、国では、本事業の関係法律の施行後5年（平成31年3月）を目途に法制度や財政措置の見直しを行うこととしている。

そこで、この見直しに際し、県による農用地利用配分計画の縦覧を廃止して認可公告を市町村に移管することや、担い手等の利用状況報告を簡素化するなど、事業の円滑な推進に向けて、事務手続の抜本的な改善を図ること。

また、各都道府県が長期展望をもって担い手への農地集積・集約化に取り組めるよう、見直しの方針を早期に示すことや、農地の出し手・地域の支援、機構の推進事業費及び農地の中間管理に要する経費について、国が十分な財政措置を継続して行い、国の責任において一貫性のある制度運用を行うことを要望する。

要望事項6 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく治水対策の強化について

最近の気候変動等により、雨の降り方が局地化、激甚化してきており、豪雨の発生が以前より増えてきているなど、災害発生のリスクが高まっている状況にある。

実際、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊や平成28年8月の台風による北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生した。

これらを踏まえ、国においては「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、平成29年度には、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会再構築」の取組を加速化させるため、「水防法等の一部を改正する法律」が施行された。

また、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度氾濫防止対策や水位計の設置などを推進することとした。

しかしながら、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に河川氾濫や土砂崩壊が各地で同時多発的に発生し、多くの尊い人命と国民の財産が奪われた。

今後、頻発・激甚化する豪雨災害に対応するためには、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、治水対策（ハード・ソフト対策）強化が極めて重要であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保
県が管理する河川において、中小河川緊急治水対策プロジェクト等の治水対策を推進するため、必要となる予算の十分かつ安定的な確保を図ること。
- 2 国管理河川のハード対策の推進
国が管理する河川の流域には、人口、資産等が集中していることから、治水安全度を高めるため、河川整備の加速化を図ること。
- 3 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施
大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難を実現するため、住民自らが避難行動を起こす意識付け等の取組を流域の市町村等と一体となって推進すること。

4 国と関係県等との連携強化

効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、関係県、市町村等との連携強化を図ること。

要望事項7 地域における交通の確保に対する支援について

地域鉄道（中小民鉄・第三セクター鉄道）や路線バスは、地域の社会インフラとして、高齢者、学生等の移動手段としてなくてはならない交通機関である。

地方では、自動車に依存した社会構造となっているため、今後、急速に高齢化が進行することにより自動車運転免許証を返納する高齢者が急増し、自動車を使えない住民の移動手段がなくなっていくことが懸念される場所である。

さらに、人口減少・少子化の進行等により、地域鉄道の経営基盤が極めて脆弱となっており、車両をはじめとする鉄道設備の老朽化等に対する対策が喫緊の課題となっており、市町村が主体となって運行している路線バスについても、財政負担が増加しており、路線の維持確保が課題となっている。また、公共交通が運行していない地域においても、新たな移動手段の確保が求められている。

については、地域における交通の確保に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域鉄道事業者の実施する計画的な車両更新等の施設整備や、車両検査・車両修繕等に必要な予算を十分確保し、補助すること。
- 2 路線バスについて、利用者の減少等により自治体の財政負担が増加するなど、維持確保が難しい状況となっていることから、必要な予算を確保し、財政支援の拡充等の適切な支援を講じること。
また、運行コストの削減や人材不足対策等が期待できる自動運転の技術開発や導入・普及に向けた環境整備を積極的に推進すること。
- 3 公共交通が運行していない地域では、住民互助による移動手段確保のための新たな取組も必要であり、それらを継続可能なものとして実施するため、ガソリン代等の実費に加え、一定の対価を得ることが可能となるような制度を検討し、具体化すること。

要望事項 8 医師の確保・養成について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟各県は、人口 10 万人当たりの医師数が全国平均を下回り、全国平均の半分に満たない二次保健医療圏があることや、小児科や産婦人科はもとより、内科や外科等の基本的な診療科においても、医師が不足するなど極めて深刻な状況にある。

このような中、5 月 28 日に開催された国の「医療従事者の需給に関する検討会」において、平成 32、33 年度は暫定的に現状の医学部定員を概ね維持することとされたが、34 年度以降の取扱いも含め、その詳細は不透明である。

また、新専門医制度については、都道府県間や地域間の医師偏在や診療科偏在を助長するのではないかと等、地域医療の確保への影響に対する懸念が依然として強くある。

については、次の事項について、地域の実状を踏まえ特段の措置を講じられたい。

- 1 医学部定員の臨時定員増及び地域枠制度に関しては、地域の実状に応じて、平成 32 年度以降も継続できるようにするとともに、地域医療介護総合確保基金による支援を継続し、都道府県に十分な財政措置を講じること。
- 2 新専門医制度については、特定の病院や診療科に医師が集中し、地域や診療科の偏在が助長されることのないよう、国が主体的に関与し、対策を講じること。